

参考資料集 目次

- 1 児童福祉法第35条 _____ P. 60
- 2 児童福祉法第45条 _____ P. 64
- 3 子ども・子育て支援法第59条 _____ P. 65
- 4 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針第三の四の2の(二)の(2)【抜粋】 — P. 67
- 5 保育所の設置認可等について _____ P. 69
- 6 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について
_____ P. 71
- 7 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について _____ P. 73
- 8 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて
_____ P. 75
- 9 待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について
_____ P. 85
- 10 子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について _____ P. 87
- 11 保育所における調理業務の委託について _____ P. 98
- 12 社会福祉施設における衛生管理について _____ P. 101
- 13 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 — P. 102
- 14 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 _____ P. 119
- 15 川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱 — P. 145
- 16 川崎市延長保育事業実施要綱 _____ P. 151
- 17 建築基準法施行令第112条第1項 _____ P. 155
- 18 建築基準法施行令第123条 _____ P. 156
- 19 建設業法施行令第6条 _____ P. 158
- 20 川崎市建築基準条例 _____ P. 159
- 21 川崎市福祉のまちづくり条例 _____ P. 194
- 22 川崎市民間保育所施設整備費等補助金交付要綱 _____ P. 205

- 23 川崎市民間事業者活用型保育所整備費補助金交付要綱 —— P. 218
- 24 川崎市民間保育所整備期間土地借地料補助要綱 ————— P. 225
- 25 川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助要綱 — P. 229

※掲載している法令等は時点によって改正されている可能性があるため適宜最新のものを御確認ください。

児童福祉法

〔児童福祉施設の設置等〕

第三十五条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）を設置するものとする。

② 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。以下この条、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条第九号、第五十一条第七号、第五十六条の二、第五十七条及び第五十八条において同じ。）を設置しなければならない。

③ 市町村は、内閣府令の定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

⑤ 都道府県知事は、保育所に関する前項の認可の申請があつたときは、第四十五条第一項の条例で定める基準（保育所に係るものに限る。第八項において同じ。）に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一 当該保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。

二 当該保育所の経営者（その者が法人である場合にあつては、経営担当役員とする。）が社会的信望を有すること。

三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日か

ら起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該保育所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

へ 申請者が、第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第四十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第十二項の規定による保育所の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人（当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所（当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

- ⑥ 都道府県知事は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。
- ⑦ 都道府県知事は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該認可の申請に係る保育所が所在する市町村の長に協議しなければならない。
- ⑧ 都道府県知事は、第五項に基づく審査の結果、その申請が第四十五条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その設置者が第五項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第四項の認可をするものとする。ただし、都道府県知事は、当該申請に係る保育所の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、同法第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る保育所の設置によつてこれを超えることになることを認めるとき、その他の当該都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当すると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。

- ⑨ 都道府県知事は、保育所に関する第四項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。
- ⑩ 児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができる。
- ⑪ 市町村は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前（当該児童福祉施設が保育所である場合には三月前）までに、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- ⑫ 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

児童福祉法

〔児童福祉施設の設備及び運営についての基準〕

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

③ 内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準（同項第三号の保育所における保育の内容に関する事項に限る。）を定めるに当たっては、学校教育法第二十五条第一項の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項並びに認定こども園法第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保並びに小学校及び義務教育学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。

④ 内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準を定めるときは、あらかじめ、文部科学大臣に協議しなければならない。

⑤ 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

⑥ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

子ども・子育て支援法

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業
- 二 教育・保育給付認定保護者であつて、その保育認定子どもが、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。）以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業
- 三 教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者のうち、その属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するものに対し、当該教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者が支払うべき次に掲げる費用の全部又は一部を助成する事業
 - イ 当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下このイにおいて「特定教育・保育等」という。）を受けた場合における日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるもの
 - ロ 当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子どもが特定子ども・

子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が提供するものに限る。）を受けた場合における食事の提供に要する費用として内閣府令で定めるもの

- 四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
- 五 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業
- 六 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業
- 七 児童福祉法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業
- 八 児童福祉法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業その他同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同法第二十五条の七第一項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業
- 九 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業
- 十 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業
- 十一 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業
- 十二 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業
- 十三 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第一項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針第三の四の2の(二)の(2)【抜粋】

ア 都道府県の認可、認定に係る需給調整の基本的考え方

都道府県知事は、児童福祉法第三十五条第八項の規定により、保育所に関する認可の申請があった場合において、当該保育所が所在する都道府県設定区域における次のa及びbに掲げる利用定員の総数が、それぞれ次のa及びbに定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における必要利用定員総数（当該年度に係るものをいう。）に既に達しているか、又は当該認可申請に係る保育所の設置によってこれを超えることになると認めるときは、保育所の認可をしないことができる。

この際、都道府県知事は、当該認可申請に係る保育所が、同条第五項の規定に基づく基準に該当し、かつ、同法第四十五条第一項の条例で定める基準に適合している場合は認可するものとするものとされているため、認可に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

a 特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

b 特定教育・保育施設及び特定地域型保育所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

イ 子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整

アにかかわらず、子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、教育・保育施設（(1)により、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容として子ども・子育て支援事業計画に定めたものを除く。）の認可又は認定の申請があったときは、都道府県知事は、次に掲げるときに該当するときは、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。この場合において、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、都道府県知事は、地域の実情に応じ

て、当該認可申請に係る教育・保育施設の認可を行うことが望ましい。

(ア) 認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設（当該子ども・子育て支援事業計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設を含む。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認めるとき。

(イ) 認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設（当該子ども・子育て支援事業計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設を含む。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認めるとき。

(ウ) 認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除き、当該子ども・子育て支援事業計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設及び地域型保育事業所を含む。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の設置によってこれを超えることになると認めるとき。

保育所の設置認可等について

平成 12 年 3 月 30 日 児発第 295 号
各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛
厚生省児童家庭局長通知
注 平成 26 年 12 月 12 日雇児発 1212 第 5 号改正現在

保育所の設置認可等については、「保育所の設置認可等について」（昭和 38 年 3 月 19 日児発第 271 号。以下「児発第 271 号通知」という。）により行ってきたところであるが、待機児童の解消等の課題に対して地域の実情に応じた取組みを容易にする観点も踏まえ、今般、保育所の設置認可の指針を下記のとおり改めたので、貴職において保育所の設置認可を行う際に適切に配慮願いたい。

また、保育所の設置認可に係る申請があった際に、その内容が児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 45 条第 1 項の基準その他の関係法令に適合するものでなければ認可してはならないことは当然であり、この点については従来の取扱いと変更がないものであるため、念のため申し添える。

第 1 保育所設置認可の指針

1 認可制度の見直しについて

今回、法第 35 条第 5 項各号に保育所の設置認可に関する審査基準が定められるとともに、当該地域で保育需要が充足されていない場合には、設置主体を問わず、審査基準に適合している者から保育所の設置に係る申請があった場合には、認可するものとするとしてされており、認可に当たっては、法の規定を踏まえて審査を行うこと。

2 地域の状況の把握及び保育所認可に係る基本的な需給調整の考え方

子ども・子育て支援新制度においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年 7 月 2 日内閣府告示第 159 号。以下「基本指針」という。）に即し、市町村においては子ども・子育て支援事業計画を、都道府県においては、子ども・子育て支援事業支援計画を定めることとされており、都道府県知事（指定都市及び中核市においては市長。以下同じ。）においては、当該計画に基づき、基本指針第三の四の 2 の (二) の (2) 「都道府県の認可及び認定に係る需給調整の考え方」を踏まえて、保育所設置認可申請への対応を行うこと。

3 認可申請に係る審査等

保育所設置認可申請については、2 で把握した地域の状況を踏まえつつ、個別の申請の内容について、以下の点を踏まえ審査等を行うこと。

(1) 定員

保育所の定員は、20 人以上とすること。

(2) 社会福祉法人又は学校法人による設置認可申請

認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、都道府県知事は、法第 45 条第 1 項の条例で定める基準（保育所に係るものに限る。）に適合するかどうかを審査するほか、法第 35 条第 5 項第 4 号に掲げられた基準によって審査すること。

(3) 社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）以外の者による設置認可申請

① 審査の基準

社会福祉法人等以外の者から保育所の設置認可に関する申請があった場合には、法第 45 条第 1 項の条例で定める基準（保育所に係る者に限る。）に適合するかどうかを審査するほか、法第 35 条第 5 項各号に掲げられた基準によって審査すること。その際の基準については以下のとおりであること。

ア 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。

「必要な経済的基礎がある」とは、以下の (ア) 及び (イ) のいずれも満たすものをいうこと。また、当該認可を受ける主体が他事業を行っている場合については (ウ) も満たすこと。

(ア) 原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号、社援発第 0524008 号）に定められた要件を満たしている場合には、「必要な経済的基礎がある」と取り扱って差し支えないこと。

(イ) 保育所の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

(ウ) 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を営む当該主体の全体の財務内容について、3 年以上連続して損失を計上していないこと。

イ 当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有すること。

ウ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは (ア) 及び (イ) のいずれにも該当するか、又は (ウ) に該当すること。なお、この場合の「保育所等」とは、保育所並びに保育

所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいうこと。

(ア) 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(イ) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

(ウ) 経営担当役員者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

エ 法第35条第5項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

② 社会福祉法人以外の者に対する設置認可の際の条件

社会福祉法人以外の者に対して保育所の設置認可を行う場合には、設置者の類型を勘案しつつ、以下の条件を付すことが望ましいこと。

ア 法第45条第1項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

イ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を営む事業に係る区分を設けること。

ウ 保育所を営む事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。

エ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、別紙1の積立金・積立明細書を作成すること。

なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び別紙2の借入金明細書、及び別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

オ 毎会計年度終了3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を営む事業に係る現況報告書を添付して、都道府県知事に対して提出すること。

(ア) 前会計年度末における貸借対照表

(イ) 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

(ウ) 保育所を営む事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書

ただし、学校法人会計基準及び企業会計による会計処理を行っている者については、保育所を営む事業に係る前会計年度末における別紙1の積立金・積立資産明細書

また、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を営む事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、別紙2の借入金明細書、別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

③ 認可の取消しについて

都道府県知事は、法第58条第1項の規定を踏まえ、保育所が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分と違反したときは、当該保育所に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該保育所がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該保育所がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを行うことがあること。

ただし、当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速やかな事業の停止や認可の取消しを検討すること。

④ 市町村との契約

社会福祉法人等以外の者と市町村との間で保育の実施に係る委託契約を締結する際には、以下の事項を当該契約の中に盛り込むことが望ましいこと。

ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を営む事業に係る区分を設けること。

イ 保育所を営む事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。

ウ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、区分ごとに、別紙1の積立金・積立資産明細書を作成すること。

なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び別紙2の借入金明細書、及び別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

エ 保育所の認可に対して付された条件を遵守すること。

第2 実施期日等

この通知は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。なお、「「保育所の設置認可等について」の取扱いについて」（平成12年3月30日児保第10号厚生省児童家庭局保育課長通知）はこの通知の施行に伴って廃止する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的な勧告に当たるものである。

不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について

平成 16 年 5 月 24 日 雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号
各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛
厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知
注 平成 26 年 12 月 12 日雇児発 1212 第 7 号・社援発 1212 第 8 号改正現在

従来、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受け保育所を設置することについては、「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知）のほか、「不動産の貸与を受けて設置する保育所の認可について」（平成 12 年 3 月 30 日児発第 297 号厚生省児童家庭局長通知。以下「旧通知」という。）に定めるとおりの取扱いとしてきたところです。

保育所を経営する事業が安定的、継続的に行われるためには、保育所の設置に必要な土地及び建物いづれについても、保育所の設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望ましいところですが、一方、待機児童の解消等の課題に対し、保育所の緊急整備が求められているところです。

そのため、今般、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）等も踏まえ、地域の実情に応じた取組を容易にする観点から、これまでの取扱いを改め、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合においては、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

記

第 1 要件緩和の内容

1 既設法人が保育所を設置する場合

既に第 1 種社会福祉事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号までに掲げるものに限る。）又は第 2 種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行っている社会福祉法人（以下「既設法人」という。）が保育所を設置する場合には、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成 12 年 9 月 8 日障第 670 号・社援第 2029 号・老発第 628 号・児発第 732 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

2 既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合

- (1) 既設法人以外の社会福祉法人については、これまで都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、これを、都市部等地域以外の地域であって緊急に保育所の整備が求められている地域にも拡大すること。
- (2) 貸与を受けている土地については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記

しなければならないこと。ただし、貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

- (3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

3 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合

- (1) 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合には、当該保育所の用に供する土地又は建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

- (2) 貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

①建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

②貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

- (3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (4) 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための ①1年間の賃借料に相当する額と ②1,000万円（1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と都道府県（指定都市・中核市を含む。）が認めた額の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。
- (5) (4)②で認めた額については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を目途とする範囲内で当該額を減額して差し支えないこと。
- (6) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

第2 施行期日等

この通知は平成16年5月24日から施行し、旧通知はこの施行に伴って廃止する。なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的な助言である。

○国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について

(平成12年9月8日)

(／障第670号／社援第2029号／老発第628号／児発第732号／)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知)

従来、社会福祉法人(以下「法人」という。)が通所施設を設置する場合には、通所施設を経営する事業を行うために直接必要なすべての物件について、当該通所施設の設置者たる法人が所有権を有していることを条件にしてきたところです。

法人による通所施設の経営が安定的、継続的に行われるためには、通所施設の設置に必要な不動産のすべてについて、当該通所施設の設置者たる法人が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望ましいことですが、その一方で、通所施設は入所施設と比較してその整備の機動性・弾力性を確保する必要があります。

そのため、今般、地域の実情に応じた取組みを容易にする観点から、従来の取扱いを改めることとし、既設法人が国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて通所施設を設置する場合においては、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

なお、当該通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1. 要件緩和の内容

(1) 既設法人(第一種社会福祉事業(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第2号、第3号又は第4号に掲げるものに限る。)又は第二種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。))が以下に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

- ① 障害児通所支援事業所
- ② 情緒障害児短期治療施設(通所部に限る。)又は児童自立支援施設(通所部に限る。)
- ③ 障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。))就労移行支援又は就労継続支援に限る。)
- ④ 保育所又は児童家庭支援センター
- ⑤ 母子福祉施設
- ⑥ 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター
- ⑦ 身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設

⑧ 地域活動支援センター

(2) 貸与を受けている不動産については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

① 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

② 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

(3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

2. 施行期日

この通知は平成12年9月8日から施行するものとする。

雇児発0905第5号
平成26年9月5日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて

保育行政の推進については、かねてより格別の御配慮をいただいているところであるが、平成26年4月30日に、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成26年4月30日厚生労働省令第62号）（以下「改正省令」という。）を公布したところである。

今般の改正省令改正の内容については、「子ども・子育て支援新制度に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正について」（平成26年雇児発0905第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に記されているもののほか、別紙のとおり取扱うこととしているので、関係方面へ周知いただくとともに、運用に遺漏なきよう御配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

(別紙)

◎「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」(平成26年雇児発第0905第5号) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」(平成26年雇児発0905第5号)</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて</p> <p>保育行政の推進については、かねてより格別の御配慮をいただいているところであるが、平成26年4月30日に、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成26年4月30日厚生労働省令第62号)(以下「改正省令」という。)を公布したところである。</p> <p>今般の改正省令改正の内容については、「子ども・子育て支援新制度に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正について」(平成26年雇児発0905第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に記載されているもののほか、以下のとおり取扱うこととしているので、関係方面へ周知いただくとともに、運用に遺漏なきよう御配慮願いたい。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。</p> <p>第1 改正の要点及び趣旨</p> <p>避難階段の基準の見直し</p> <p>昭和42年に児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第3号)第32条が改正されて以来、一定の防災上の構造設備を具</p>	<p>「児童福祉施設最低基準の一部改正について」(平成14年雇児発1225008号)</p> <p>児童福祉施設最低基準の一部改正について</p> <p>児童福祉施設の整備充実については、かねてより格別の御配慮をいただいているところであるが、今般、別紙のとおり児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成14年12月25日厚生労働省令第168号)が公布され、平成15年1月1日より施行されることとなったところである。</p> <p>保育所の設置基準については、「児童福祉施設最低基準の一部改正について」(昭和43年雇児発第19号厚生省児童家庭局長通知)により行われているところであるが、今般の省令改正に伴い、同通知を廃止し、新たに下記のとおり定め、平成15年1月1日から適用することとしたので、御留意の上、関係方面への周知方御配慮願いたい。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。</p> <p>第1 改正の要点及び趣旨</p> <p>1 保育所の整備に当たっては、昭和42年に児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)<u>第32条</u>が改正されて以来、一定の防災上の構造設備を</p>

備する場合には、保育室又は遊戯室を2階以上に設けられることとしていたが、保育所設置に係る制度改正、都市部等における保育需要の高まり等を受け、平成14年に、保育所の設備基準を改正し、保育室及び遊戯室のほか、乳児室及びほふく室を2階以上に設ける事例や需要が増加していることにかんがみ、保育所における火災事例の分析、防災関係規制の合理化等を踏まえ、従前の保育所の設備基準の有する安全性の水準を前提としつつ、保育所設置に係る多様な選択肢を認めていたところ。

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」及び「規制改革実施計画」において、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を4階以上に設ける場合の避難用の屋外避難階段について、「同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について、今年度中に検討し、結論を得る」こととされたことから、建築・消防に関する学識経験者等による検討を行い、その結果を踏まえ、所要の改正を行うこととした。

改正省令により、既存の建物を活用するなどして4階以上に保育室等を設置する事例が増加することも考えられることから、その際に事前に検討すべき事項等について別添のとおり取りまとめたので、最低基準の改正及び認可の際の事前の検討等において活用するとともに、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるよう検討を行うこと。

第2 保育所の設備基準について（設備運営基準第3 2 条第8項）

1 総則

具備する場合には、保育室又は遊戯室を2階以上に設けられることとしていているところであるが、保育所設置に係る制度改正、都市部等における保育需要の高まり等を受け、保育室及び遊戯室のほか、乳児室及びほふく室を2階以上に設ける事例や需要が増加していることにかんがみ、保育所における火災事例の分析、防災関係規制の合理化等を踏まえ、保育所の設備基準を改正することとしたこと。

2 今回の改正は、従前の保育所の設備基準の有する安全性の水準を前提としつつ、保育所設置に係る多様な選択肢を認めるものであること。

第2 保育所の設備基準について（最低基準第3 2 条第8号）

1 総則

<p>(1) <u>保育室等を1階に設ける場合</u>については、従前と変わりのないこと。</p> <p>(2) 保育室等は、特別の理由のない場合は、1階に設けることが望ましいこと</p> <p>なお、児童福祉施設の建物等については、最低基準に適合し、建築基準法等の関係諸規定に適合する必要があることは言うまでもないところであるが、特に保育室等を2階以上に設ける場合は、乳幼児の特殊性にかんがみ、防災設備の一層の向上に努めるとともに、<u>設備運営基準第6条に基づく最低基準の規定による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期するよう指導されたいこと。</u></p> <p>また、保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、階数にかかわらず、<u>設備運営基準第6条第1項に基づく最低基準の規定</u>に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じるよう努めること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 保育室等を2階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ロについて</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) 待避上有効なバルコニーは、一時的に待避し、消防隊による救助も期待するものであり、特に設備運営基準第6条</p>	<p>(1) <u>乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室</u>（以下「保育室等」という。）を1階に設ける場合については、従前と変わりのないこと。</p> <p>(2) 保育室等は、特別の理由のない場合は、1階に設けることが望ましいこと</p> <p>なお、児童福祉施設の建物等については、最低基準に適合し、建築基準法等の関係諸規定に適合する必要があることは言うまでもないところであるが、特に保育室等を2階以上に設ける場合は、乳幼児の特殊性にかんがみ、防災設備の一層の向上に努めるとともに、<u>最低基準第6条</u>による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期するよう指導されたいこと。</p> <p>また、保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、階数にかかわらず、<u>最低基準第6条第1項</u>に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じるよう努めること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 保育室等を2階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ロについて</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) 待避上有効なバルコニーは、一時的に待避し、消防隊による救助も期待するものであり、特に最低基準第6条に</p>
---	---

<p>に基づく<u>最低基準の規定</u>による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期すよう指導されたいこと。</p> <p>(カ)～(ク) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3 保育室等を3階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 二について</p> <p>(ア)類焼又は保育所内の火気を取り扱う調理室からの延焼を防止するため、保育所の調理室以外の部分を調理室の部分から防火区画で区画すること。</p> <p>ただし、調理室にスプリンクラー設備等又は外部への延焼防止措置を施した自動消火装置が設置されている場合は、調理室以外の部分との防火区画を設けなくてもよいこと。この場合、<u>設備運営基準第6条第1項</u>に基づく<u>最低基準の規定</u>に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講ずること。</p> <p>なお、保育所の調理室以外の部分を当該建物の保育所以外の部分から防火区画で区画することについては、<u>建築基準法施行令第112条第13項</u>の規定によること。</p> <p>(イ)～(カ) 略</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>4 保育室等を4階以上に設ける場合の要件については、次の点を</p>	<p>よる避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期するよう指導されたいこと。</p> <p>(カ)～(ク) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3 保育室等を3階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 二について</p> <p>(ア)類焼又は保育所内の火気を取り扱う調理室からの延焼を防止するため、保育所の調理室以外の部分を調理室の部分から防火区画で区画すること。</p> <p>ただし、調理室にスプリンクラー設備等又は外部への延焼防止措置を施した自動消火装置が設置されている場合は、調理室以外の部分との防火区画を設けなくともよいこと。この場合、<u>最低基準第6条第1項</u>に基づく、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講ずること。</p> <p>なお、保育所の調理室以外の部分を当該建物の保育所以外の部分から防火区画で区画することについては、<u>建築基準法施行令第112条第13項</u>の規定によること。</p> <p>(イ)～(カ) 略</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>4 保育室等を4階以上に設ける場合の要件については、次の点を</p>
--	--

<p>留意されたいこと。</p> <p>(1) ロについて</p> <p>(ア) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。</p> <p>また、避難用の階段として、<u>屋内階段、屋外傾斜路又は屋外階段を1以上設ける必要があること。</u></p> <p>(イ) (ア)の常用の屋内階段は、<u>建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならぬこと。</u></p> <p>(ウ) (ア)の避難用の屋内階段は、<u>建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならぬこと。</u></p> <p>ただし、<u>建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造とする場合は、屋内と階段室とは、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐためのバルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たす特別避難階段に準じた構造とする必要があること。</u>この場合、当該バルコニー又は付室は、<u>保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていることが必要であること。</u></p>	<p>留意されたいこと。</p> <p>(1) ロについて</p> <p>(ア) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。</p> <p>また、避難用の階段として、屋外階段を1以上設ける必要があること。</p> <p>(イ) (ア)の階段は、<u>屋内階段の場合は建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造とし、屋外階段の場合は、同令同条第2項各号に規定する構造としなければならぬこと。</u></p>
---	--

(エ) (ウ) の特別避難階段に準じた屋内階段におけるバルコニー又は付室は、2の(2)(ウ)の各要件を満たすものであること。

(オ) (ウ) の排煙設備は、建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの、その他有効に排煙することができると認められるものに限られること。

建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものは、「特別避難階段の付室に設ける外気に向かつて開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件」(昭和44年5月1日建設省告示第1728号)により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであり、「その他有効に排煙することができる」と認められるものとは、建築基準法施行令第129条の2の規定により当該階が階避難安全性を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備又は同令第129条の2の規定により当該建築物が全館避難安全性を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備であること。なお、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。

(カ) 屋外階段については、建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造としなければならないこと。

(キ) 屋外傾斜路については、3の(1)(ウ)と同様であるこ

<p>と。 (2) ハからチまでについて 3の(2)から(7)までと同様であること。</p> <p>5 屋外遊戯場は、地上に設けるものが通例であるが、耐火建築物においては、屋上が利用できることに伴い、用地が不足する場合は、地上に利用可能な場所がない場合に限り、屋上を屋外遊戯場として利用することも考えられること。ただし、屋外遊戯場の性格にかんがみ、屋上に屋外遊戯場を設ける場合には、<u>設備運営基準第32条第6号に基づき最低基準</u>の規定によるほか、次の点につき十分指導されたいこと。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>6 略</p>	<p>(2) ハからチまでについて 3の(2)から(7)までと同様であること。</p> <p>5 屋外遊戯場は、地上に設けるものが通例であるが、耐火建築物においては、屋上が利用できることに伴い、用地が不足する場合は、地上に利用可能な場所がない場合に限り、屋上を屋外遊戯場として利用することも考えられること。ただし、屋外遊戯場の性格にかんがみ、屋上に屋外遊戯場を設ける場合には、<u>最低基準第32条第6号の規定</u>によるほか、次の点につき十分指導されたいこと。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>6 略</p>
---	---

保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項

高層・複合ビルの場合、地上まで乳幼児を避難させることが困難な場合があり、階段室等において他の入居者と合流し、迅速な避難が妨げられる可能性もあることから、保育室の高層階への設置に当たっては、事前に以下の事項について検討を行うこと。

また、以下に掲げた事項のほか、保育室等を設置する建物の場所や他の入居者などといった当該建物の特性、保育室等を何階に設置するかなどを考慮して、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるよう検討を行うこと。

1. 保育室を高層階に設置する場合の検討事項

- ① 当該建物内において乳幼児や避難誘導のための保育士等が安全に待避し、外部からの救助を待つことができる広さのスペースが確保できること。
※ 外部からの救助を待つことができるスペースとしては、避難階段前の付室や、区画された部屋、保育室とは別の階の外気に接することのできるような安全なスペースが考えられる。
- ② 複合ビルの場合には他の入居者と別の階段が使えるようにしておくなど、乳幼児が安全に避難できる階段を事前に確認しておくこと。

2. 階段等の設置に関する検討事項

- ① 乳幼児が安全かつ円滑に降りることができるよう、階段室の手すりの高さや大きさ、階段の蹴上げの高さ等に留意するとともに、乳幼児が恐怖心を覚えないよう、下が見えないよう素通し防止を図ることが望ましいこと。
- ② 保育室等を4階以上に設置する場合における特別避難階段及び特別避難階段に準じた屋内避難階段については、バルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて屋内と階段室とを連絡するとともに、バルコニー及び付室については乳幼児が安全に一定時間待避できるよう十分な広さを確保することが必要であること。

3. 災害への備えと避難訓練の実施

(1) 災害への備え

- ① 火災や地震等の災害発生に備え、消防計画を策定し、消防署に届け出るとともに、避難・消火訓練の実施、職員の役割分担の確認、緊急時の対応等について、マニュアルを作成し、その周知を図ること。
- ② 災害時には通常と異なる経路を使って避難する可能性もあることから、最終避難場所や子どもの保護者への引き渡し場所をあらかじめ決めておき、保護者への周知を図ること。
- ③ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）においては、避難・消火訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならないとされており、各地方自治体の条例に基づき、定期的

に避難及び消火に対する訓練を確実に実施すること。

- ④ 消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）の改正により、平成 26 年 4 月 1 日から、保育所が入居する 3 階以上の建物で、その管理について権原が分かれているもののうち「建物全体の収容人員が 30 名以上となるもの」は、建物全体の防火管理業務を統括する「統括防火管理者の選任・届出」や「建物全体の消防計画の作成」の義務化など、防火管理体制が強化されることとなっていることから、建物全体の防火管理体制の構築に積極的に参加する必要があること。

（２）避難訓練の実施

- ① 避難・消火訓練計画を策定するに当たっては、実際に火災や地震等が発生した場合を想定するとともに、実際の保育士人数や保育所の設置階を踏まえた、実用性の高いものとする。

特に、早朝、夜間やお昼寝の時間など、人員体制が手薄であったり、避難に時間がかかったりする時間帯に火災や地震等が発生した場合も想定すること。

また、通常、保育所においてはクラス別（日常的に保育を行っている単位別）に保育士等が介助し、避難誘導を行い、避難中の人数確認も必要であるため、その分避難時間が長くなることにも留意すること。

- ② 避難訓練を実施する際には、園児及び保育士等が実際に避難に利用するルートを使うとともに、人員体制が手薄な場合や避難に時間がかかる場合を想定して訓練を行うこと。

また、消防署や近隣の地域住民、同じビルの他の入居者、家庭と連携した訓練も行うこと。

※ 円滑な避難のためには、近隣の地域住民や同じビルの他の入居者と乳幼児が日頃から顔見知りになっておくことも重要。

- ③ 避難経路については、乳幼児が慣れている日常動線による避難が望ましいが、非常用階段の利用についても日頃の訓練等を通じて慣れておくこと。また、高層階で非常用エレベータが設置されている場合には、非常用エレベータによる消防隊の救助を考慮に入れた避難計画の検討も考えられること。
- ④ 外部からの救助を待つことができるスペースについて、当該スペースへの待避を想定した避難・消火訓練を実施しておくこと。また、当該スペースについて、乳幼児が安全に待避できるように日頃から管理しておくこと。
- ⑤ 階段室に排煙設備を設置する場合には、訓練の際に当該排煙設備を動かすなど、非常時に使用する設備や器具について、日頃の訓練において有効に機能するか確認をしておくこと。
- ⑥ 階段室の手前で乳幼児が滞留してしまわないよう、円滑な避難ができるようにすること。

※ 例えば、年齢の高い乳幼児から避難させるなど、避難の順番を工夫することも考えられる。